

飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付要綱

1 制定の理由

地域クラブ活動の指導者の養成と資質の向上を図るため、スポーツ指導者資格の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるもの。

2 制定の概要

(1) 趣旨を定める。(第1条関係)

(2) 補助対象者は、市内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

ア みゆき野ジュニアクラブに所属する中学生を対象とする地域クラブの指導者として一定期間継続して協力ができること。

イ 暴力団と関係を有しないこと。

ウ 市税等に滞納がないこと。

(第2条関係)

(3) 補助金の対象となるスポーツ指導者資格は、公益財団法人日本スポーツ協会等が認定するもののうち、次に掲げる資格とする。

ア スタートコーチ(競技別)

イ スタートコーチ(教員免許状保持者)

ウ スタートコーチ(ジュニア・ユース)

エ コーチ1

オ 公益財団法人日本バスケットボール協会公認C級コーチ

カ 一般財団法人全日本野球協会公認野球指導者資格基礎I

キ アからカまでに掲げるもののほか、スポーツ指導に当たり市長が必要と認める資格

(4) 補助対象経費は、スポーツ指導者資格の取得に当たり必須となる講習会の受講料、テキスト代及び登録料とし、資格の更新に係る経費は対象外とする。なお、他の補助金等の交付を受けた場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費の額とする。(第4条関係)

(5) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。また、補助金の交付は、1人につき1回に限るものとする。(第5条関係)

(6) 補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書の様式及び添付書類並びに提出期限を定める。(第6条・様式第1号関係)

(7) 補助金交付(不交付)決定通知書の様式を定める。(第7条・様式第2号関係)

(8) 実績報告書については、交付申請書の提出をもって提出があったものとみなす。(第8条関係)

(9) 補助金の額の確定の通知については、補助金の額が10万円未満であるため、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号)第13条第2項ただし書の規定により、省略するものとする。(第9条関係)

- (10) 補助金等交付請求書は、交付申請書の提出をもって提出があったものとみなす。(第 10 条関係)
- (11) 補助対象者がスポーツ指導者として不相当と認められる事実が判明したときは、補助金等の交付の決定の内容に違反したとき(規則第 15 条第 1 項第 5 号)とみなして、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。(第 11 条関係)
- (12) 補則を定める。(第 12 条関係)

3 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日

4 財源措置の関係

令和 8 年度当初予算において所要額を計上

5 市議会提案時期

なし

6 その他参考資料

なし

飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

飯山市長 江沢 岸生

飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域クラブ活動の指導者の養成と資質の向上を図るため、スポーツ指導者資格の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) みゆき野ジュニアクラブに所属する中学生を対象とする地域クラブの指導者として一定期間継続して協力ができること。
- (2) 飯山市暴力団排除条例（平成24年飯山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者と関係を有しないこと。
- (3) 市税等に滞納がないこと。

(補助対象資格)

第3条 補助金の交付の対象となるスポーツ指導者資格（以下「補助対象資格」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会等が認定するもののうち、次に掲げる資格とする。

- (1) スタートコーチ（競技別）
- (2) スタートコーチ（教員免許状保持者）
- (3) スタートコーチ（ジュニア・ユース）
- (4) コーチ1
- (5) 公益財団法人日本バスケットボール協会公認C級コーチ
- (6) 一般財団法人全日本野球協会公認野球指導者資格基礎I
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ指導に当たり市長が必要と認める資格

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象資格の取得に当たり必須となる講習会の受講料、テキスト代及び登録料とする。ただし、補助対象資格の更新にかかる費用は、補助金の交付の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度の補助金等を受けた場合は、補助対象経費の額から当該他の補助制度の補助金等の額を控除した額を補助対象経費の額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人つき1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)によるものとし、同項の関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 受講した講習会等の内容が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 市税等に滞納がないことを証する書類(税情報の取得に同意する場合を除く。)

2 前項の規定による申請書の提出期限は、補助対象資格の登録手続が完了した日から起算して30日以内又は補助対象資格の登録手続が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付決定)

第7条 規則第6条の規定による通知は、飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、第6条の規定による申請書の提出をもって、同項に規定する補助事業等実績報告書の提出があったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条第1項の規定による補助金等の額の確定の通知は、同条第2項ただし書の規定により、これを省略するものとする。

(交付請求)

第10条 規則第14条の3の規定による交付の請求は、第6条の規定による申請書の提出をもって、同項に規定する補助金等交付請求書の提出があったものとみなす。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者がスポーツ指導者として不相当と認められる事実が判明したときは、規則第15条第1項第5号に規定する補助金等の交付の決定の内容に違反したときとみなして、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号) (第6条関係)

飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請、実績報告及び請求します。

資格の名称		
申請（請求）金額	①受講料	円
	②テキスト代	円
	③登録料	円
	(①+②+③) × 1/2	円

※補助上限は、30,000円です。

誓約事項 (□にチェック)	みゆき野ジュニアクラブに所属する中学生を対象とする地域クラブの指導者として協力すること。	<input type="checkbox"/>
	飯山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者と関係を有しないこと。	<input type="checkbox"/>
税情報の取得 (□にチェック)	この補助金の交付の審査に必要な範囲内で、税情報を職員が取得することに同意しますか。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	

振込先口座

金融機関	支店名	種別	口座番号	口座名義 (カタカナ)

(添付書類)

- (1) 受講した講習会等の内容が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 市税等に滞納がないことを証する書類 (税情報の取得に同意する場合を除く。)

(様式第2号) (第7条関係)

飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

飯山市指令 第 号
年 月 日

申請者 様

飯山市長 印

年 月 日付で申請、実績報告及び請求のあった飯山市スポーツ指導者資格取得促進事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 不可

2 交付決定額 金 _____ 円

3 不可の理由